

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時

貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑤ 電話 _____

租税特別措置法 第 70 条の 4 第 22 項
第 70 条の 6 第 28 項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に 耕 作 の 放 棄 があり、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に自己の農業
賃借権等の消滅
の用に供しましたので、同条 第 23 項
第 28 項 の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈 与 者 被 相 続 人	住 所	氏 名
届出者が 贈 与 者 から農地等を 贈 与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)		昭 和 平 成 年 月 日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 至：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)

..(事情の詳細).....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。

..(事情の詳細).....

.....

.....

.....

.....

関与税理士

印

電話番号

(資 12-112-1-A 4 統一)

※印は記入しないでください。

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次のA又はBに掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届 出 書 の 提 出 期 限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

**耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付
農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書**

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長

〒

申請者 住 所

氏 名 ⑤ 電話

租税特別措置法 第 70 条の4第22項
第 70 条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、

平成 年 月 日に耕作の放棄
賃借権等の消滅 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付け

を行う見込みです。ついては、同条 第23項
第28項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令

第 40 条の6第55項
第 40 条の7第58項 の規定により承認申請します。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)		昭 和 平 成 年 月 日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住 所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地	氏 名 又は 名 称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)

..(事情の詳細).....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項

新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる 場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	平成 年 月 日
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情 (事情).....	
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認 の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。	
上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号のすべてを○で囲んでください。)	
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	

関与税理士

印

電話番号

(資 12-113-1-A 4 統一)

※印は記入しないでください。

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内です。

この承認申請書は、次により記載してください。

- 1 この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第70条の6第28項」、「第28項」及び「第40条の7第58項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第70条の4第22項」、「第23項」及び「第40条の6第55項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- 5 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 6 この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

**「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に
係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧**

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類その他の書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- 1 (1)を○で囲んだ人
 - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**
- 2 (2)を○で囲んだ人
 - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**
- 3 (3)を○で囲んだ人
 - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**
- 4 (4)を○で囲んだ人で、承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が次の①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合
 - ① 都道府県知事の指定を受けた農地中間管理機構が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）
 - ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域
 - ③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）
 - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が上記①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

（資12-113-3-A4統一）

--	--	--	--	--	--	--

第 号

住 所 又 は

所在地（納税地）

氏 名 又 は

名 称

殿

平成 年 月 日

税務署長 印

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る
新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の4第23項
第70条の6第28項
の規定に基づく承認申請を 承認
却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注） この承認に係る特例農地等について新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 12-114-2-A 4 統一）

被相続人
の氏名耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時
貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第 70 条の 4 第 22 項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを
行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に

耕 作 の 放 棄
賃借権等の消滅 があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の

申告書の提出期限までに、租税特別措置法第 70 条の 6 第 28 項に規定する新たな営農困難時
貸付けを行ったので、同項の適用を受けます。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	新たな営農困難時貸 付けを行った年月日	左 記 の 新 た な 営農困難時貸付け に関する届出書の 提出予定年月日
			m ²	平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資 12-115-A4 統一)

被相続人
の氏名

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時
貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを
行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に
耕 作 の 放 棄 があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の
賃借権等の消滅
申告書の提出期限までに、自己の農業の用に供したので、租税特別措置法施行令第40条の7
第59項の規定の適用を受けます。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	自己の農業の用に 供した年月日	自己の農業の用に 供した旨の届出書の 提出予定年月日
			m ²	平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-116-A4統一)

被相続人
の氏名

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に耕作の放棄賃借権等の消滅がありました。下記の特例農地等については、耕作の放棄賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな租税特別措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行う見込みですので、租税特別措置法施行令第40条の7第59項の規定の適用を受けます。

番号	所 在 場 所	地 目	面 積	新たな営農困難時貸付けを行う 予 定 年 月 日
			m ²	平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-117-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

※印は記入しないでください。

税務署長

〒

届出者 住 所

氏 名 生年月日 年 月 日
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等について同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者等に関する事項

贈与者	住 所	氏 名
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日		昭 和 年 月 日 平 成

2 特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住 所 (居 所) 又 は 本 店 (主たる事務 所)の所在地	氏 名 又は 名 称
特 定 貸 付 け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-120-5-A 4 統一)

(裏)
記載方法等

- 1 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている一定の受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。
 - ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け
 - ② 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第1号イ又は同項第2号に定める農地所有者代理事業及び同項第1号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け
 - ③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 2 この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。
- 3 この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。なお、この届出書には付表1がありますので併せて提出してください。
- 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 平成6年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成4年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成____年____月____日

税務署長

〒

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑤ 電話 _____

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等
については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被 相 続 人	住 所		氏 名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日			昭 和 平 成	年 月 日

2 特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地		氏 名 又は 名 称	
特 定 貸 付 け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

3 平成26年3月31日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内農地等の区分は、付表2の1及び同2の2のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資12-120-1-A4統一)

※印は記入しないでください。

(裏)
記載方法等

この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の1又は2に掲げるときに使用します。

- ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われる貸付け
 - ② 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第1号イ又は同項第2号に定める農地所有者代理事業及び同項第1号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け
 - ③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。

2 次のA又はBの場合

A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、A及びBともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、A又はBに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

- (1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
届出書を相続税の申告書に添付して提出します。
 - (2) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から2月以内に提出してください。
- 3 この届出書には付表1、2の1及び2の2がありますのでご注意ください。
なお、付表2の1及び2の2は、平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過する日の日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。
- 6 平成21年12月14日以前の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。
- 7 2に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。

特定貸付けに関する届出書 付表 1

届出者氏名

特定貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。

[illegible]

(資12-120-2-A4統一)

(裏)
記載方法等

- 1 この付表は、「贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」又は「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。
- 3 相続税の納税猶予の特定貸付けを行った人が平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」及び「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」も作成してください。

届出者氏名

(特定貸付けに関する届出書 付表2の1及び同2の2は、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない納税猶予適用者の方が作成します。)

[illegible]

116

(裏)
記 載 方 法 等

この「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」は、特定貸付けを行った平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」に記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
 - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 2

届出者氏名

2 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外であるもの

[illegible]

(資12-120-3-2-A4統一)

(裏)
記 載 方 法 等

この「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」は、特定貸付けを行った平成26年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」に記載します。

1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。

2 この付表は、次により記載してください。

- (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。
- (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。